

～ 中小企業も、「知らなかった！」では済まされない ～ 『名ばかり管理職』 問題対応策セミナー

平成 20 年 1 月 28 日、東京地裁が、大手ファーストフード会社の店長が起こした訴訟に対し、「店長は管理職にあたらぬ」として、750 万円余の残業代などの支払いを命じる判決を出したのは御存知のとおりであり、この判決を機に、世間でも十分な権限等を持たない「名ばかり管理職」の問題が大きくクローズアップされるようになっております。

厚生労働省も全国の労働局に、各企業に対して適切な監督指導を行うよう一斉通達を出し、不適切な事案に対する監督指導の徹底を求めました。

ですから、今後、すべての企業（中小企業も例外ではありません！）が、自社の管理職の権限や待遇等を改めて見直していく必要があるといえます。そこで、当協会では、事業主様の疑問等にお応えすべく標記セミナーを開催致します。

【本セミナーの主な内容】

1. 労基法上の「管理監督者」とは何か？ ～ 4つの条件とその内容について～
2. 事例でみる「管理監督者性」 ～ 下級審判例に見る裁判所の視点～
3. 労働行政の動向 ～ 今後の労働局（労働基準監督署）の指導例と、その対応方法について～
4. 今後の企業の実務対応策
 - ◆管理監督者としての性質を強める対策 ～賃金制度の見直しも含めて～
 - ◆役職手当等の見直しによる対策 ～時間外手当との関係も含めて～
5. その他最近の労働法令改正について etc

- 日 時： 平成 20 年 8 月 6 日（水） 14:00 ～ 16:30
- 会 場： 浦和コミュニティセンター 第 14 集会室
（浦和パルコ 10F） 右地図
- 受講料： 1 名様につき 5,000 円
（ただし、顧問先様は 2,000 円）
- 定 員： 40 名様（定員になり次第締め切らせていただきます）
- 主 催： (財)埼玉県総合労働福祉協会（吉池労務管理事務所）
TEL 048-885-2816 FAX 048-885-2112
(E-mail) yoshiike@titan.ocn.ne.jp
(H P) <http://www.yoshiike-office.com>



【お申し込み用紙】

切り取らずにこのまま FAX して下さい。 FAX 番号 048-885-2112

【貴社名】	【所在地】	【TEL】
		【FAX】
【ご参加者名】	(役職)	(E-mail)